

鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針

平成28年12月14日策定

(目的)

第1条 本方針は、環境にやさしい県庁率先行動計画に基づき、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本方針における「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境配慮評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象)

第3条 本方針は、本県が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(評価項目)

第4条 本方針における「環境配慮評価項目」は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア グリーン電力証書の購入状況
- イ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(入札参加資格の要件)

第5条 本方針における入札参加資格要件は、次のとおりとする。

前条に定める基本項目を、別紙「鳥取県電力の調達に係る環境配慮評価基準(以下「評価基準」という。)」により算定した基本項目の合計が70点以上の電気事業者が入札参加資格を有するものとする。

ただし、基本項目による評価の結果が70点に満たない場合には、基本項目の得点に加点項目の得点を加算した合計が70点以上であることとする。

(評価)

第6条 本方針が適用される電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める評価項目について、別紙評価基準により評価点を算出の上、別添様式1に記載し、入札毎に定める期限までに他の入札資格に適合することを証明する書類とともに、入札参加資格審査申請書類提出先に提出するものとする。

2 電力調達の発注所属長は、電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、その評価点を判定する。

(事務処理)

第7条 本方針に係る事務処理等は、発注所属において行うものとする。